

新規就農者確保緊急対策実施要綱

制定	令和3年12月20日付け	3 経営第1996号	農林水産事務次官依命通知
最終改訂	令和5年3月28日付け	4 経営第2636号	農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保が喫緊の課題となっている。

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成に向け、新規就農者の確保に必要な取組を推進し、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農準備を支援する資金の交付、経営発展に向けた初期投資促進に対する支援、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、女性が働きやすい環境の整備等に対する支援、農業の魅力を伝える取組に対する支援により、新規就農者を緊急的に育成・確保する。

第2 事業の内容、事業実施主体等

事業の内容、事業実施主体及び補助率は別表のとおりとする。

第3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

第4 事業計画等

1 事業計画の作成等

事業実施主体は、それぞれ別記1から8までに定めるところにより事業計画を作成する。

2 事業の着手

- (1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）、都道府県又は公募選定団体（農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体をいう。以下同じ。）が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

なお、1の事業計画は、交付申請時に添付すること。

- (2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画について、経営局長に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した新規就農者確保緊急対策交付決定前着手届（別紙様式第1号）を経営局長（ただし、別表の3のイについては地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。））に提出するものとする。

- (3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となってから着手するものとする。全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県又は公募選定団体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

3 事業実績の報告

事業実施主体は、それぞれ別記1から8までに定めるところにより事業実績報告を作成し、報告する。

第5 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

第6 その他

本事業の具体的実施に関し、本要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省経営局就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

附 則（令和3年12月20日付け3経営第1996号）

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則（令和4年12月2日付け4経営第1853号）

- 1 この要綱は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和5年3月28日付け4経営第2636号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農者確保緊急対策実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記6については、この通知による改正後の同要綱の規定を適用するものとする。
- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 新規就農促進研修支援事業（別記1） 就農に向けて、都道府県等が就農に有効と認める研修を実施する道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して資金を交付する事業</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、青年農業者等育成センター又は市町村</p>	<p>定額</p>
<p>2 雇用就農者実践研修支援事業（別記2） 農業法人等が新規就農者を雇用して実施する就農後の実践研修等に必要となる費用の助成を行う事業</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構</p>	<p>定額</p>
<p>3 農業教育環境整備事業（別記3） 農業大学校、農業高校などの農業教育機関において、農業を学ぶための実践的で高度な研修を実施するために必要となる費用を支援する事業 ア 農業機械等導入事業 イ 施設等整備事業</p>	<p>都道府県、市町村、民間団体等</p>	<p>1/2以内 定額</p>
<p>4 就農情報発信等強化支援事業（別記4） ア 農業の魅力発信支援 職業としての農業の魅力を伝えることで、若者の就農意欲を喚起する取組を支援する事業 （ア）ロールモデルとなる農業者に関する情報の収集と集約 （イ）ロールモデルとなる農業者を起用したイベント等の企画・開催、WEB、SNS等による情報発信 （ウ）メディア等を活用した能動的な情報発信 イ 就農等に関する情報の一元化・発信強化支援 就農等に関する情報の一元化、情報発信の強化等を支援する事業 （ア）就農等に関する情報の一元化 （イ）就農希望者に対する能動的な情報発信</p>	<p>公募選定団体</p>	<p>定額</p>
<p>ウ 農業体験拠点の整備支援 農業を身近に感じてもらえるように、気軽に農作業を行うことができる農業体験拠点を整備する費用を支援する事業</p>	<p>公募選定団体</p>	<p>1/2以内</p>
<p>5 就農準備支援事業（別記5） 就農に向けて、都道府県等が就農に有効と認める研修を実施する農業大学校等の農業経営者育成教育</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、農業経営・就農支</p>	<p>定額</p>

<p>機関、先進農家、先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して資金を交付する事業</p>	<p>援センター又は市町村</p>	
<p>6 初期投資促進事業（別記6） 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が都道府県支援分の2倍を支援する事業</p>	<p>市町村</p>	<p>定額 （県支援分の2倍）</p>
<p>7 女性の就農環境改善支援事業（別記7） 男女別トイレや更衣室の確保等の女性が働きやすい環境の整備、女性農業者のグループ活動の開始、発展等の取組を支援する事業</p>	<p>公募選定団体</p>	<p>定額</p>
<p>8 農業の魅力発信支援事業（別記8） 職業としての農業の魅力を伝えることで、若者の就農意欲を喚起する取組を支援する事業</p>	<p>公募選定団体</p>	<p>定額</p>

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

○ ○ ○ ○

新規就農者確保緊急対策交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費	うち国費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由